運営規程

(居宅介護及び重度訪問介護)

(目的)

第1条 Sophia合同会社が設置するひかりヘルパーステーション(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護及び重度訪問介護(以下「居宅介護等」という。) の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、障害者等 (サービス対象者に障害児が含まれる場合は、障害児の保護者も含む) (以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条　居宅介護事業にあっては、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を、適切かつ効果的に行うものとする。

2　　前項の規定は、重度訪問介護にあっては、「家事」の後ろに「、外出時における移動中

の介護」を加えてこれを適用する。

3　　居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市

町村又は指定相談支援事業者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成1 7年法律第1 23号。以下「法」という。)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年千葉県条例第88号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（衛生管理等）

第3条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

第4条 訪問介護員等及び従事者等は訪問介護等及び総合事業サービスを実施中に、利用者の病 状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を謂ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（苦情に対する対応方針）

4l 1J

第5条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

（個人情報の保護）

第6条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第7条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待防止のための指針の整備
3. 虐待を防止するための定期的な研修の実施
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第8条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護事業 介護予防日常生活支援総合事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

1. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
2. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束等の禁止）

第9条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況及び並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（ハラスメントの防止・対応）

第10条　事業所は、適切なサービスを提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止るために必要な措置を講じる。事業所は、従業者が利用者の家族などからハラスメントを受け、相当と認められる場合は、サービスの提供を制限することが出来る。

（その他運営についての留意事項）

第11条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用後　3ヶ月以内

二　継続研修 　　年2回以上

1. 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする

4　事業所は、適切な居宅介護・重度訪問介護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、居宅介護・重度訪問介護事業訪問サービスの提供に関する諸記録を整備し、保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はSophia合同会社 ひかりヘルパーステーションの管理者との協議に基づいて定めるものと

(事業所の名称等)

第12条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

( 1 )名称 　ひかりヘルパーステーション

( 2 )所在地 鳥取県米子市和田町６３８－６

（３）サテライト事業所

　　名称　　　ひかりヘルパーステーション　サテライト錦

　　所在地　　米子市錦町３丁目77-29　308号室

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第13条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

( 1 )管理者1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに事業所の従業者等に対し、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

( 2 )サービス提供責任者2名(常勤職員)１名は管理者と兼務

サービス提供責任者は、居宅介護等の計画を作成し若しくは必要に応じて当該計画を変更し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明のうえ交付するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

( 3 )ヘルパースタッフ（常勤4名）（非常勤１名）

従業者常動換算方式にて6.7名

従業者は、居宅介護等の計画に基づき居宅介護等の提供に当たる。

(営業日・営業時間及びサービス提供日・時間)

第14条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

( 1 )営業日　　月曜日から金曜日までとする。

( 2 )営業時間 ①午前9時から午後１７時３０分まで

( 3 )サービス提供日 月曜日から金曜日まで

※他の曜日は相談可

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第15条　事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

( 1 )居宅介護

ア 身体障害者 ( 18歳未満の者を除く ) 

イ 知的障害者 ( 18歳未満の者を除く )

ウ 障害児 ( 18歳未満の身体障害者及び知的障害者)

エ 精神障害者 ( 18歳未満の者を含む)

オ 難病等対象者 ( 18歳未満の者を含む)

( 2 )重度訪問介護

ア 身体障害者 ( 18歳未満の者を除く )



ウ　精神障害者　(18歳未満の者を除く )

工 難病等対象者 ( 18歳未満の者を除く)

(居宅介護等の内容)

第16条　事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

( 1 )居宅介護等の計画の作成

( 2 )身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 衣類着脱の介護工 入浴

エ　身体の清拭、洗髪

オ　通院等の介助( ( 4 )の事業として実施するものを除く)

キ その他必要な身体の介護

( 3 )家事援助に関する内容

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ 関係機関との連絡

カ その他必要な家事

( 4 )通院等乗降介助

( 5 )重度訪問介護に関する内容

ア( 2 )の身体介護

イ( 3 )の家事援助

ウ外出時の介護(身体介護を伴う)

( 6 )前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

( 2 )から( 5 )に附帯するその他必要な介護、家事、相談、により24時間常時連

絡が可能な体制とする。

(利用者から受領する費用の額等)

第17条　指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る

利用者負担額の支払を受けるものとする。

2法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から当該居宅

介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額(以下「費用基準額」という。)の支払を

受けるものとする。

附 則

この規程は、令和６年3月1日から施行する。

この規定は、令和６年４月１日から施行する。

この規定は、令和７年１月１０日から施行する。

この規定は、令和７年１２月２１日から施行する。